

大阪社会保険時報



大阪猛暑 連続37度の猛暑に、青息吐息！外出したら即座に大汗の襲来。これほどの気温に閉口しているのは、恵まれた文明生活に甘えている私たちへの戒めかも知れません。熱中症にやられて、弱くなった自分を知るくらいですから。皆さまも十分な水分の摂取を怠りなく。8月、9月に訪れる夏祭りの季節を楽しむためにも頑張りましょう。(涼しげなそよ風の吹く中之島の風情)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 国民年金保険料の納め忘れがある方へ 平成27年10月に後納制度が変わりました！
- 国民年金の納付猶予制度を50歳未満へ拡大 ● 学生納付特例期間中の国民年金保険料の追納について
- 協会けんぽからのお知らせ ・協会けんぽの平成27年度決算見込みのお知らせ
・ジェネリック医薬品軽減額通知を送付します ・今里・枚方年金事務所内出張窓口を平成28年9月30日に終了いたします
- シニアライフセミナー ● メンタルヘルスセミナー ● 「ストレスチェック」実施促進のための助成金のご案内
- 労務事務担当者講座(労務関係・社会保険関係・年金関係) ● 第36回大阪府社会保険協会ポウリング大会
- 第17回大阪府社会保険協会硬式テニス大会 ● 健康ウォーク ● 大阪ウォーキング連合【平成28年】スケジュール

職場内で回覧しましょう

国民年金保険料の納め忘れがある方へ

平成27年10月に後納制度こうのうが変わりました！

年金額アップ・年金の受給資格を得られます

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある方は、申し込みにより、**平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り**、国民年金保険料を納めることができます。

※年金制度が改正され、後納制度をご利用できる期間が過去10年から5年に変わりました。

※過去5年とは、納めようとする月前5年以内の期間です。

(例)平成23年12月分の場合→平成28年12月末まで納付可能となります。

▶この機会にぜひ**後納制度**をご利用ください

後納制度で2年以上前の保険料を納付するメリット

年金の受給資格が得られる可能性があります

不足している期間の保険料を納めることにより、**年金の受給資格を得られる可能性**があります。

将来受け取る年金額が増額します

〈1カ月分の後納保険料を納めることにより、増額する老齢基礎年金額の目安〉

$$\frac{780,100\text{円 (平成28年4月時点の満額の年金額)}}{480\text{カ月 (40年} \times 12\text{カ月)}} \quad \Rightarrow \quad \text{年額で1,625円増額}$$



ご利用いただける方

- ①20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間(免除以外)や未加入期間がある方
- ②60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
- ③65歳以上の方で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の方など

※60歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

申し込みから納めていただくまでの手順

- 1 国民年金後納保険料納付申込書に必要事項をご記入のうえ、年金事務所に提出します。
 - 年金加入期間の確認のため戸籍謄本等が必要な場合があります。
 - 申込書は年金事務所からお取り寄せいただくか、日本年金機構ホームページから印刷できます。

- 2 年金事務所において申込書の審査、承認などを行います。
 - 承認後に承認通知書、納付書、リーフレットを送付します。

- 3 納付書により金融機関、コンビニ等で納めてください。
 - 市(区)役所または町村役場、年金事務所では納めることができません。

！ お申し込みいただく際の注意事項

納付の際に加算額がつきます

- 過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。
- 詳細は下記「平成29年3月までの後納保険料額と納付期限」でご確認ください。

納める順番があります

- 後納をご利用いただく際は、後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めていただきます。
- ・平成23年度 ↓ 古い分
 ・平成24年度 ↓
 ・平成25年度 ↓ 新しい分

申し込み後に審査を行います

- 後納保険料の納付が可能な期間についての審査を行い、その結果をお知らせします。
- 審査にはお時間がかかることがありますので、期限に余裕をもってお早めにお申し込みください。

一部免除の未納期間も納付できます

- 一部免除された期間のうち、未納となっている期間も後納の対象となります。
- この場合の後納保険料は、一般の未納期間と同じ1カ月分の保険料が必要です。

国民年金の切替(第3号から第1号へ)が2年以上遅れたことがある方は…

- 国民年金の「第3号被保険者」から「第1号被保険者」への切替手続きが2年以上遅れたことによる「未納期間」は、後納制度をご利用いただけません。
- 届出をすることにより最大10年分の保険料を納付することができる特例追納制度をご利用ください。

免除期間がある方は…

- 全額免除や一部免除（一部納付済）、若年者納付猶予および学生納付特例の承認を受けた期間は後納制度をご利用いただけません。
- 上記期間の納付を希望する場合は、10年までさかのぼって納付できる追納制度をご利用ください。

平成28年4月から平成29年3月までの後納保険料額と納付期限

	①後納保険料額	②当時の保険料額	③加算額	納付期限
平成23年度	15,740円	15,020円	720円	【図1】を参照ください
平成24年度	15,430円	14,980円	450円	平成29年3月31日
平成25年度	15,250円	15,040円	210円	平成29年3月31日
平成26年度	15,250円	15,250円	加算なし	平成29年3月31日



※後納保険料額は、「当時の保険料額+加算額」です。(①=②+③)
 ※後納保険料額は政令で定められ、毎年度改定されています。
 ※後納保険料を納付した場合、納付した日が「納付対象月の保険料納付日」とみなされます。

2年以内の国民年金保険料について

- 国民年金保険料は、翌月末日が納付期限です。納付期限までに納めていない場合、不測の事態が発生した際に障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。過去2年以内に納め忘れがある方は、2年以内の保険料も納めていただきますようお願いいたします。
- 2年以内の保険料が未納となっている方に対する納付督促（電話・文書・戸別訪問）および保険料の収納業務は、民間委託を実施しています。

年金の受給資格期間の短縮について

- 老後の年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）は、消費税率10%への引き上げ時（平成29年4月）に25年から10年に短縮される予定です。

お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ

 **0570-011-050**

受付時間

- 月曜日 午前8：30～午後7：00 ※月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7：00まで相談をお受けします。
 火～金曜日 午前8：30～午後5：15 ※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
 第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※050から始まる電話でおかけになる場合は **03-6731-2015**にお電話ください。
 ※お問い合わせの際は、年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

ご不明な点は… 管轄の年金事務所までお問い合わせください

国民年金の納付猶予制度を50歳未満へ拡大

平成28年7月1日から、国民年金の納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されます。

国民年金を納めることが経済的に難しい場合は、納付猶予をご申請ください。

学生納付特例期間中の 国民年金保険料の追納について

大学、短期大学、専修学校等の在学期間中の国民年金保険料の納付について、学生納付特例制度を利用されている方は、将来受け取る年金額を増額するためにも保険料の追納をおすすめします。

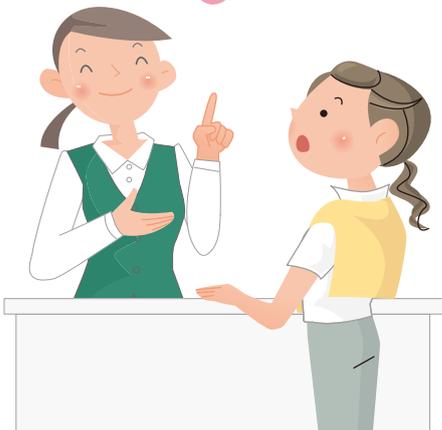
学生納付特例制度とは、所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生の方が申請し、承認されることで、国民年金保険料の納付が猶予（先送り）される制度です。この制度を利用することで、不慮の事故等で障害が残ってしまった場合にも、障害基礎年金を受け取ることができます。

学生納付特例が承認された期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料については、10年以内（例えば平成19年4月分は平成29年4月末まで）であれば古い期間から順に納付が可能です。

ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

平成28年度中に追納する場合の加算額を含めた追納額は下の表のとおりになります。

保険料の追納には、納付書が必要です。納付書の発行は申し込みが必要ですので、お住まいを管轄する年金事務所までお問い合わせください。



平成28年度に追納する場合の額

年 度	追納額(月額)
平成18年度の月分	15,000円
平成19年度の月分	15,030円
平成20年度の月分	15,140円
平成21年度の月分	15,230円
平成22年度の月分	15,490円
平成23年度の月分	15,280円
平成24年度の月分	15,130円
平成25年度の月分	15,100円
平成26年度の月分	15,250円
平成27年度の月分	15,590円

ご不明な点は… 管轄の年金事務所までお問い合わせください

協会けんぽからのお知らせ

協会けんぽの平成27年度決算見込みのお知らせ

依然として医療費の伸びが賃金の伸びを上回り、協会財政の赤字構造は解消されていません

平素より協会けんぽの取り組みにご理解いただき、誠にありがとうございます。

このたび、平成27年度の決算^{*}見込み(医療分)がまとまりましたのでお知らせいたします。

※国の特別会計との合算ベースの収支

平成27年度決算はどういう内容ですか？

収入は、前年度に比べ1,400億円の増加となりました。これは景気が回復基調にあることから保険料を負担する被保険者の賃金(標準報酬月額)が上昇していることに加え、被保険者数が増加したことが要因です。

一方、支出は前年度に比べ2,700億円の増加となりました。これは、「**1人当たり医療費(医療給付費)**」の伸び率が協会が設立された20年度以降で最も高い伸び(4.4%)となったことが主な要因であり、さらに加入者数(被保険者とそのご家族(被扶養者))の増加も重なった結果です。

また、支出の4割を占める高齢者の皆さまの医療費の一部を負担する「**拠出金等**」については、複数の要因が重なり、前年度に比べ700億円の減少となりました。平成27年度は一時的に減少したものの、依然として重い負担になっています。

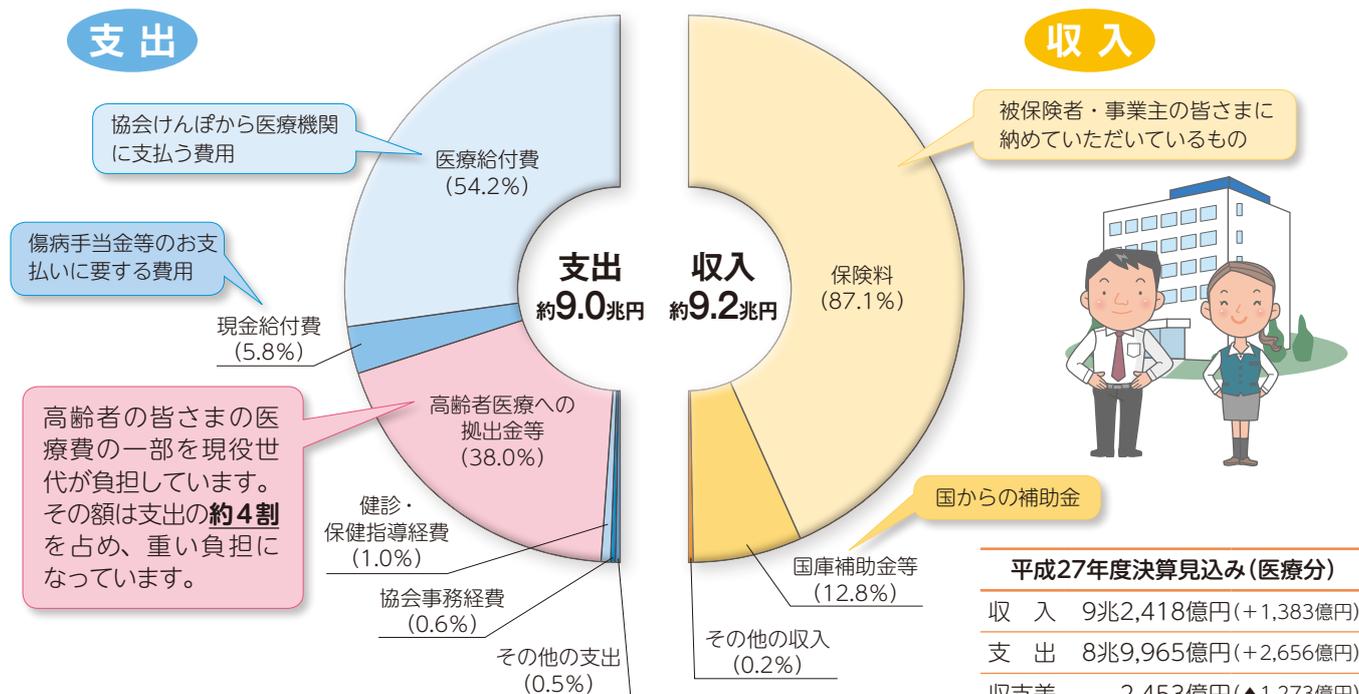
この結果、単年度収支差は前年度に比べ1,300億円減少しましたが、プラス2,500億円となりました。

なお、年度末の準備金残高は1兆3,100億円になりました。

収支差がプラスということは、協会けんぽの財政がよくなったのでしょうか？

協会けんぽの財政状況については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという赤字構造は変わっていません。また、今後も高齢化が進むため、高齢者の皆さまの医療費の一部を負担する「**拠出金等**」の動向についても注視が必要です。

協会けんぽの平成27年度決算見込み(医療分)



※端数整理のため、計数が整合しない場合があります。

※よりくわしい決算見込みの内容は、協会けんぽのホームページに掲載しています。

※カッコ内は対前年度比

全国健康保険協会 大阪支部

[\(http://www.kyoukaikenpo.or.jp/\)](http://www.kyoukaikenpo.or.jp/)

協会けんぽからのお知らせ

ジェネリック医薬品軽減額通知を送付します

協会けんぽ加入者さまへのお知らせです

- ◆主に慢性疾患(喘息、リウマチ等)などの先発医薬品を長期間服用されている方
 - ◆お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方
- ※すべての加入者に通知されるものではありません。

28年度内に2回お知らせを送付します

1回目の通知 → 平成28年8月頃
2回目の通知 → 平成29年2月頃

- ◆加入者(被保険者)の方の住所へ直接送付いたします。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは？

先発医薬品と同等の有効成分・効能があると厚生労働省が認めた**安価なお薬**です。
※すべての先発医薬品にジェネリック医薬品があるわけではありません。



ジェネリック医薬品軽減額通知とは？

ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方に、**1カ月分の自己負担額軽減可能額等**をお知らせするものです。

協会けんぽでは、**加入者の皆さまのお薬代の負担軽減が図られる**ほか、**健康保険財政の改善にもつながること**から、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取り組みの一環として、ジェネリック医薬品軽減額通知を実施しています。

※この通知サービスは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。ジェネリック医薬品を知ってもらうこと、先発医薬品以外にもジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的で送付しています。
※使用できる病气(効能)が異なるときや在庫がないなどの理由で、ジェネリック医薬品に切り替えることができない場合もあります。

ジェネリック医薬品への切り替えによる効果

平成26年度に実施した通知サービスでは、約88万人の加入者の方にジェネリック医薬品に切り替えていただき、医療費の削減額は、**年間157.7億円(単純推計)**となりました。

平成21年度から26年度まで(6年間)の軽減効果額の累計は、**約414億円(単純推計)**となりました。皆さまのご協力ありがとうございます。

今里・枚方年金事務所内出張窓口を平成28年9月30日に終了いたします

協会けんぽ大阪支部は設立時より、お客さまサービスの円滑な移行を目的として年金事務所内に臨時的に出張窓口を設けてまいりました。

このたび、出張窓口への来所者数が減少傾向にある一方、郵送による書類の提出・お電話でのご相談が増加していることを踏まえ、窓口の利用状況・維持費などから窓口体制の見直しを行いました結果、**平成28年9月30日をもって今里・枚方年金事務所内の出張窓口を終了いたします。**

平成28年10月以降はお電話でのご相談、ご郵送でのご申請をいただきますか、協会けんぽ大阪支部窓口をご利用いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ 大阪

検索



シニアライフセミナー

定年退職後の豊かで健康的な生きがいのあるシニアライフを過ごしていただくためのセミナーを開催します。ふるってご参加ください。

●日 時 平成28年11月9日(水) 午後1時30分～4時30分

●場 所 薬業年金会館 4階 大阪市中央区谷町6-5-4

●参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている50歳以上の被保険者の方およびその配偶者(健康保険組合の被保険者を含む)。

※セミナーの内容に興味をお持ちの方は年齢に関係なくご参加いただけます。

●定 員 70名(申込先着順)

●参加費用 ●会員事業所の被保険者の方およびその配偶者 無 料

●非会員事業所の被保険者およびその配偶者 1,000円/1名

非会員事業所の参加者の方には、郵便振替用紙を送付し、入金確認後、参加証を送付いたします(入金後の参加費用の返還はいたしません)。

なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。

●申込締切 平成28年10月25日(火)必着 ※ただし、定員になり次第締め切ります。

●セミナーの内容 《社会保険》「退職後の健康保険・年金・雇用保険等について」

講師:社会保険労務士 後藤田 慶子 氏

《健康セミナー》「元気に50代!筋力の低下を防ぎ、若さを取り戻そう」

～どこでもできるストレッチと簡単な有酸素運動～

講師:健康運動指導士 杉本 知子 氏

●申込方法 参加申込書(コピー可)に必要事項をご記入のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へ郵送またはFAXにてお申し込みください。

●その他 当日は保健師による個別健康相談を実施します。血管年齢測定も行います。

お申し込み
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階

電話 06-6445-3013 FAX 06-6445-3019

キリトリ線

シニアライフセミナー参加申込書

会員 会員番号 (28- -) 非会員・不明

事業所名称 電話番号 ()

〒 - (参加費振込用紙・
参加証送付先)
事業所所在地 申込責任者

健康保険被保険者証 記号・番号	(フリガナ) 参加者氏名	性別	年齢	区分 (どちらかに○)
		男・女	歳	被保険者・配偶者
		男・女	歳	被保険者・配偶者
		男・女	歳	被保険者・配偶者
		男・女	歳	被保険者・配偶者
		男・女	歳	被保険者・配偶者

※お申し込みが5名以上の場合はコピーしてご使用ください。

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

メンタルヘルスセミナー

労働安全衛生法改正によるストレスチェック制度の施行により、企業でのメンタルヘルス対策の一部が法律で義務化され、企業の責任が増大しています。ストレスチェック制度では一次予防を目的とし、ストレスへの気づきとセルフケアを重要視しています。現在傷病手当金を受けている4人に1人は精神および行動の障害があるという統計もあり、企業にとってますますメンタルヘルス対策が重要となってきています。

今回は従業員の皆さまのストレス対処法などのセルフケア、新制度による企業の義務と責任など事務担当者として知っておきたい内容をご紹介しますので、ぜひこの機会にご参加ください。

● 日 時 平成28年10月12日(水) 午後1時30分～4時30分 (途中休憩あり)

● 場 所 薬業年金会館 3階 大阪市中央区谷町6-5-4

● 参 加 資 格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されているセミナーに興味をお持ちの方(健康保険組合の被保険者を含む)。

※1事業所3名まで参加できます。

● 定 員 150名 (申込先着順)

● 参 加 費 用 無 料 (※資料はこちらで用意しますので、筆記用具をご持参ください)

● 申 込 締 切 平成28年9月28日(水)必着

● セミナーの内容 ★「ちょっと整理・・・職場のメンタルヘルスの基本」

講師:保健師 ^{フジヨシ ナオコ} 藤吉 奈央子 氏 (大阪産業保健総合支援センター 相談員)

★「信頼と創造のメンタルヘルス」

講師:臨床心理士 ^{チバ マサリ} 千葉 征慶 氏 (大阪産業保健総合支援センター メンタルヘルス対策促進員)

● 申 込 方 法 参加申込書(コピー可)に必要事項をご記入のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へ郵送またはFAXにてお申し込みください。

お申し込み
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013 FAX 06-6445-3019

キリトリ線

メンタルヘルスセミナー 参加申込書

会 員 会 員 番 号 (28- -) 非 会 員 ・ 不 明

事業所名称

電 話 番 号 ()

〒 -

事業所所在地

(参加証送付先)
申込責任者

健康保険被保険者証 記号・番号	(フリガナ) 参加者氏名	性別	年齢
		男・女	歳
		男・女	歳
		男・女	歳

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

従業員数50人未満の事業場の事業主の方へ

「ストレスチェック」実施促進のための助成金のご案内

従業員数50人未満の事業場が、医師・保健師などによるストレスチェック※を実施し、また、医師によるストレスチェック後の面接指導※などを実施した場合、事業主が費用の助成を受けることができる制度です。

従業員のメンタルヘルス不調の未然防止のために、ぜひ、ご活用ください。

※「ストレスチェック」と「面接指導の実施」は、労働安全衛生法第66条の10第1項から第6項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」などのことをいいます。



助成金を受けるためには

◆平成27年度助成金との変更点について◆
他の小規模事業場と団体を構成する必要はありません。

助成金の支給申請をする前に、支給要件を満たしているかの確認を受けるため、あらかじめ労働者健康安全機構への届出が必要になります。

助成金の支給には、次の5つの要件をすべて満たしていることが必要です。

1. 労働保険の適用事業場であること。
2. 派遣労働者を含めて常時50人未満の事業場であること。
3. ストレスチェックの実施者および実施時期が決まっていること。
(登録後3カ月以内に支給申請まで終了できる実施時期となっていること)
4. 事業者が産業医を選任し、ストレスチェックに係る産業医活動の全部または一部を行わせること。
5. ストレスチェックの実施および面接指導等を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること。

助成対象・助成額

助成金の支給対象および助成額は、次のとおりです。

1. ストレスチェック（年1回）を行った場合
1従業員につき**500円**を上限として、その実費額を支給。
2. ストレスチェック後の面接指導などの産業医活動を受けた場合
1事業場あたり、産業医1回の活動につき**21,500円**を上限として、その実費額を支給。
(支給対象とする産業医活動は、1事業場につき年3回を限度とする)

【支給対象となる産業医活動の例】

- ・ストレスチェックの実施について助言すること
- ・ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること
- ・ストレスチェックの結果について、集団分析を行うこと
- ・面接指導の結果について、事業主に意見陳述すること など

届出期間：平成28年11月30日まで ※ただし、届出期間中でも、助成金支給申請の受付を終了することがあります。

申請期間：平成29年1月31日まで ※ただし、申請期間中でも、助成金支給申請の受付を終了することがあります。

～この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています～

お問い合わせ先

大阪産業保健総合支援センター

〒540-0033 大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館9階

電話番号 06-6944-1191 <http://www.osakas.johas.go.jp>

届出・申請先

独立行政法人労働者健康安全機構

産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号 労働者健康安全機構 事務管理棟

電話番号 044-431-8661

<http://www.johas.go.jp/sangyouhoken/stresscheck/tabid/1005/Default.aspx>

※各種様式は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。

労務事務担当者講座

『労働基準法を知ろう』

～法律を知って実務に生かす～

- **日程・場所・定員** 平成28年 9月13日(火) 平成28年10月 5日(水) <内容は両日とも同じものです> (定員 100名)
午後1時30分～4時30分
葉業年金会館 <中央区谷町6-5-4>
講師:社会保険労務士 後藤田 慶子氏・山口 介衣子氏
- **参加資格** 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。
- **参加費用** ●**会員事業所の被保険者等 無 料**
●**非会員事業所の被保険者等 1,000円**
非会員事業所の参加決定者には、参加費用の郵便振替用紙を送付し、入金確認後、参加証を送付いたします。また、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。
- **申込締切** (9月13日分)平成28年8月31日(水)必着
(10月5日分)平成28年9月12日(月)必着
- **申込方法** 「郵便往復はがき」に参加申込書を貼付のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へお申し込みください。
参加者には、返信用はがきにより、参加証を送付いたします。
なお、定員を超える申し込みがあった場合は抽選により参加者を決定します。
※お申し込みはどちらか1回、1事業所、1名様とさせていただきます。
返信用はがきの宛先は必ずご記入ください。記載もれのある場合は受付できませんので、ご注意ください。
※参加申込書(コピー可)にご記入のうえ、切り取って「郵便往復はがき」の往信の文面欄に貼付してください。下記参照。

お申し込み
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

労務関係 労務事務担当者講座 参加申込書

会員の有無	会員番号 (28- -) 非会員・不明	
事業所名称		
事業所整理記号		
事業所所在地	〒 -	
電話番号	()	
参加希望日	月 日 ()	
参加者氏名	性別	男・女

往復はがき
記入例

往信

郵便往復はがき 5500003 [返信] 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階 一般財団法人 大阪府社会保険協会 宛	白紙
---	----

返信

郵便往復はがき [返信] 〇〇区〇〇町〇-〇-〇 参加申込者氏名 様	(往信の文面欄) [参加申込書] 労務事務担当者講座 参加申込書 会員の有無 事業所名称 事業所整理記号 事業所所在地 電話番号 参加希望日 参加者氏名 見本
---	---

参加申込書貼付

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

労務事務担当者講座

『入社から退職までの実務』

～従業員の採用から退職までの手続き～

- **日程・場所・定員** 平成28年 9月27日(火) 平成28年10月26日(水) <内容は両日とも同じものです> (定員 100名)
午後1時30分～4時30分
大阪府病院年金会館 <天王寺区六万休町4-11>
講師:社会保険労務士 後藤田 慶子氏・山口 介衣子氏
- **参加資格** 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。
- **参加費用** ●**会員事業所の被保険者等 無 料**
●**非会員事業所の被保険者等 1,000円**
非会員事業所の参加決定者には、参加費用の郵便振替用紙を送付し、入金確認後、参加証を送付いたします。また、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。
- **申込締切** (9月27日分)平成28年9月13日(火)必着
(10月26日分)平成28年9月26日(月)必着
- **申込方法** 「郵便往復はがき」に参加申込書を貼付のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へお申し込みください。
参加者には、返信用はがきにより、参加証を送付いたします。
なお、定員を超える申し込みがあった場合は抽選により参加者を決定します。
※お申し込みはどちらか1回、1事業所、1名様とさせていただきます。
返信用はがきの宛先は必ずご記入ください。記載もれのある場合は受付できませんので、ご注意ください。
※参加申込書(コピー可)にご記入のうえ、切り取って「郵便往復はがき」の往信の文面欄に貼付してください。下記参照。

お申し込み
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

社会保険関係 労務事務担当者講座 参加申込書

会員の有無	会員番号 (28- -) 非会員・不明	
事業所名称		
事業所整理記号		
事業所所在地	〒 -	
電話番号	()	
参加希望日	月 日 ()	
参加者氏名	性別	男・女

往復はがき
記入例

郵便往復はがき 55000003 往信 大阪市西区京町堀 1-3-13 辰巳ビル 2階 一般財団法人 大阪府社会保険協会 宛	白紙
--	----

返信

郵便往復はがき 00000000 返信 〇〇区〇〇町〇-〇-〇 参加申込者氏名 様	(往信の文面欄) 社会保険関係 労務事務担当者講座 参加申込書 会員の有無 事業所名称 事業所整理記号 事業所所在地 電話番号 参加希望日 月 日 () 参加者氏名 見本
---	--

参加申込書貼付

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

労務事務担当者講座

『公的年金のしくみと給付』

～在職老齢厚生年金と雇用継続～

- **日程・場所・定員** 平成28年11月15日(火) (定員 100名)
午後1時30分～4時30分
大阪府病院年金会館 <天王寺区六万体的町4-11>
講師:社会保険労務士 後藤田 慶子氏・山口 介衣子氏
- **参加資格** 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。
- **参加費用** ●**会員事業所の被保険者等 無 料**
●**非会員事業所の被保険者等 1,000円**
非会員事業所の参加決定者には、参加費用の郵便振替用紙を送付し、入金確認後、参加証を送付いたします。また、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。
- **申込締切** 平成28年9月30日(金)必着
- **申込方法** 『郵便往復はがき』に参加申込書を貼付のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へお申し込みください。参加者には、返信用はがきにより、参加証を送付いたします。
なお、定員を超える申し込みがあった場合は**抽選**により参加者を決定します。
※お申し込みは、1事業所、1名様とさせていただきます。
返信用はがきの宛先は必ずご記入ください。記載もれのある場合は受付できませんので、ご注意ください。
※参加申込書(コピー可)にご記入のうえ、切り取って『郵便往復はがき』の往信の文面欄に貼付してください。下記参照。

お申し込みお問い合わせ先 (一財)大阪府社会保険協会 〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階 電話 06-6445-3013

年金関係 労務事務担当者講座 参加申込書

会員の有無	会員番号 (28- -) ----- 非会員・不明
事業所名称	
事業所整理記号	
事業所所在地	〒 -
電話番号	()
開催日	11月15日(火)
参加者氏名	性別 男・女

往復はがき 記入例

往信

郵便往復はがき 55000000

〔往信〕

大阪市西区京町堀 1-3-13
辰巳ビル 2階

一般財団法人
大阪府社会保険協会 宛

返信

郵便往復はがき 00000000

〔返信〕

〇〇区〇〇町〇-〇-〇

参加申込者氏名 様

白紙

(往信の文面欄)

見本

〔年金関係〕労務事務担当者講座 参加申込書

送附の宛先 後藤田 慶子氏

事業所名称 〇〇株式会社

事業所整理記号 〇〇〇〇〇〇〇〇

事業所所在地 〇〇区〇〇町〇-〇-〇

電話番号 ()

開催日 11月15日(火)

参加者氏名 〇〇 男・女

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

労務事務担当者講座

『労災保険からの給付』

～療養・休業・障害について～

- **日程・場所・定員** 平成28年11月29日(火) (定員 100名)
午後1時30分～4時30分
大阪府病院年金会館 <天王寺区六万休町4-11>
講師:社会保険労務士 後藤田 慶子氏・山口 介衣子氏
- **参加資格** 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。
- **参加費用** ●**会員事業所の被保険者等 無 料**
●**非会員事業所の被保険者等 1,000円**
非会員事業所の参加決定者には、参加費用の郵便振替用紙を送付し、入金確認後、参加証を送付いたします。また、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。
- **申込締切** 平成28年10月14日(金)必着
- **申込方法** 『郵便往復はがき』に参加申込書を貼付のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へお申し込みください。
参加者には、返信用はがきにより、参加証を送付いたします。
なお、定員を超える申し込みがあった場合は抽選により参加者を決定します。
※お申し込みは、1事業所、1名様とさせていただきます。
返信用はがきの宛先は必ずご記入ください。記載もれのある場合は受付できませんので、ご注意ください。
※参加申込書(コピー可)にご記入のうえ、切り取って「郵便往復はがき」の往信の文面欄に貼付してください。下記参照。

お申し込み
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

労務関係 労務事務担当者講座 参加申込書

会員の有無	会員番号 (28- -) 非会員・不明	
事業所名称		
事業所整理記号		
事業所所在地	〒 -	
電話番号	()	
開催日	11月29日(火)	
参加者氏名	性別	男・女

往復はがき 記入例

往信

大阪府社会保険協会 宛

返信

参加申込者氏名 様

郵便往復はがき

〒5500003

大阪府社会保険協会 宛

白紙

(往信の文面欄)

見本

参加申込書貼付

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。



大阪府社会保険協会 ボウリング大会

- **開催日** 平成28年11月5日(土) 午前10時開始 (集合時間9時30分厳守)
- **場所** イーグルボウル 大阪市淀川区宮原4-3-9(地下鉄御堂筋線「新大阪駅」より徒歩約8分)
- **競技種目** 個人戦(個人戦のみ実施)
- **参加資格** 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。
※ただしプロライセンスを有する者を除く
- **参加費** ●**会員事業所の被保険者** 500円/1名
●**非会員事業所の被保険者** 1,500円/1名
申込受付後に送付します郵便振替用紙にてご入金をお願いします。入金確認後、参加証を送付いたします(入金後の参加費は返還いたしません)。
- **申込方法** 参加申込書(コピー可)に必要事項をご記入のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へ郵送またはFAXにてお申し込みください。
- **定員** 90名(申込先着順) ※1事業所5名以内とします。
- **申込締切** 平成28年10月13日(木)必着 ※ただし、定員に達し次第締め切ります。
- **競技方法** アメリカン方式で、トータルピンにより順位を決定します。
(はじめに予選3ゲームを行い、上位30名で決勝戦3ゲームを行います)

ハンディキャップ (1ゲーム)		男子	女子
	50歳未満	0ピン	15ピン
	50歳以上60歳未満	5ピン	20ピン
	60歳以上	10ピン	25ピン

- **表彰** 決勝戦(優勝・準優勝・第3位) ★ラッキー賞(4位・5位・7位・10位・20位・BB)あり

**お申し込み
お問い合わせ先**

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013 FAX 06-6445-3019

キリトリ線

第36回 大阪府社会保険協会ボウリング大会 参加申込書

会員 会員番号 (28- -) 非会員・不明

事業所名称

事業所所在地 〒 -

事業所電話番号 ()

(参加費振替用紙・参加証送付先)
申込責任者

健康保険被保険者証 記号・番号	(フリガナ) 参加者氏名	性別	生年月日	年齢 (大会当日の)
		男・女		歳

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。



第17回

大阪府社会保険協会硬式テニス大会

- 開催日 平成28年10月23日(日) 雨天決行(インドアコート使用)
- 会場 所 「テニスコミュニケーション門真」 集合時間については、参加証にてご案内いたします。
門真市三ツ島6丁目4番12号 TEL 072-881-3215
地下鉄鶴見緑地線「門真南駅」より徒歩約15分
- 大会運営 (株)インターナショナルスポーツ
- 競技種目 男・女ダブルスAクラス(テニス経験3年以上)各12組
男・女ダブルスBクラス(テニス経験3年未満)各12組
※なお過去に「Aクラス」で3位までに入賞されている方の「Bクラス」への申し込みはご遠慮ください。
- 参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。
- 参加費 ●会員事業所の被保険者 無料
●非会員事業所の被保険者 1,000円/1名
非会員事業所の方は、申込受付後に送付します郵便振替用紙にてご入金をお願いします。入金確認後、参加証を送付いたします(入金後の参加費は返還いたしません)。
- 申込方法 参加申込書(コピー可)に必要事項をご記入のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へ郵送またはFAXにてお申し込みください。
※応募多数の場合は抽選とさせていただきます(キャンセル待ちの抽選を含む)。
抽選結果については、ご通知させていただきます。
- 申込締切 平成28年9月30日(金)必着
- 表彰 Aクラス(優勝・準優勝・第3位) Bクラス(優勝・準優勝・第3位)

お申し込み先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013 FAX 06-6445-3019

キリトリ線

第17回 大阪府社会保険協会硬式テニス大会 参加申込書

※参加資格の確認のため申込書には楷書で記入もれのないようにご記入ください。
※記入もれのある場合は、お申し込みの受付はできませんのでご注意ください。

申込クラス	男子ダブルス	A・B
	女子ダブルス	A・B

必ず2名でお申し込みください

申込クラスに○をおつけください

参加者氏名 (フリガナ)	事業所名			
	事業所所在地	〒 - (電話番号:)		
	健康保険被保険者証 記号・番号			
	年齢: 歳	会員の有無	会員番号	28- - 非会員・不明
参加者氏名 (フリガナ)	事業所名			
	事業所所在地	〒 - (電話番号:)		
	健康保険被保険者証 記号・番号			
	年齢: 歳	会員の有無	会員番号	28- - 非会員・不明

※申込責任者

(参加費振替用紙・
抽選結果の送付先)

〒 -
(住所)

(氏名)

(電話番号:)

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

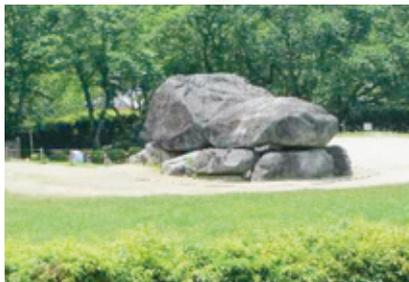


健康ウォーク

ウォーキングは体調をよくして健康になる効果があります。習慣としてウォーキングを続けると心肺機能を向上させたり、内臓を強くしたり、ストレスを減少させるなど精神状態の改善まで効果があるといわれています。また、ウォーキングは、酸素を取り入れながら運動する有酸素運動です。脂肪の燃焼を進めることから、ダイエット効果もあるといわれています。

ウォーキングを続けるためには、負担に感じることなく楽しみながら歩くことが大切です。ご夫婦や職場の仲間と景色を楽しみながらのウォーキングもいいものです。

歩くなら(奈良)② 飛鳥の里



明日香村はいまからおよそ1400年前の飛鳥時代に飛鳥京が設置されており、日本文化の基礎が開いた時代といわれております。高松塚古墳や石舞台古墳、飛鳥寺、亀石、猿石などの周辺をウォークして飛鳥時代の文化と空気に少しでも触れてみませんか。ご参加お待ちしております。



- 主 催 大阪ウォーキング連合
- 後 援 一般財団法人 大阪府社会保険協会
- 開 催 日 平成28年9月10日(土) ※雨天決行
- 集合場所・時間 近鉄/吉野線 飛鳥駅 午前10時00分集合

●コース 飛鳥駅→飛鳥歴史公園館→高松塚古墳→橘寺→玉藻橋→石舞台古墳→岡寺→飛鳥寺→川原寺跡→亀石→近鉄・飛鳥駅 } 約10km
 ※解散は午後3時頃の予定

※途中リタイアしていただいても構いませんので、お気軽にご参加ください。

- 参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方および被扶養者(健康保険組合の被保険者および被扶養者も含まれます)。
 ※ただし、小学生以下は保護者同伴に限ります。

- 参加費用 無料
 参加申込書(コピー可)に記載のうえ、当日受付にご提出ください。
 【持参されない場合、有料(500円)になりますのでご注意ください】

- 携行品 弁当・水筒・雨具のほか歩きやすい服装

お問い合わせ先 (一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
 電話 06-6445-3013

キトリ線

「健康ウォーク」参加申込書

氏名(代表者)		男・女	歳	氏 名		男・女	歳
氏 名		男・女	歳	氏 名		男・女	歳
氏 名		男・女	歳	氏 名		男・女	歳

代表者勤務先名称 _____ 電話番号 () _____

勤務先住所 〒 _____

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

主催 大阪ウォーキング連合 後援 一般財団法人 大阪府社会保険協会

大阪ウォーキング連合【平成28年】スケジュール

お問い合わせ先TEL(072-805-0002) 担当者:杉本事務局長

番号	月日	曜日	イベント名	概略コース	距離	集合場所	集合時間
⑧	9月 4日	日	阪急・今津線ウォーク	宝塚駅→宝塚南口駅→逆瀬川駅→平林寺→小林の町並 →弁天池公園→仁川駅→門戸厄神→阪急・西宮北口駅	13	阪急/宝塚線 宝塚駅	9:30
※ ⑨	9月10日	土	歩くなら(奈良)② 飛鳥の里	飛鳥駅→飛鳥歴史公園館→高松塚古墳→橋寺→玉藻橋→石 舞台古墳→岡寺→飛鳥寺→川原寺跡→亀石→近鉄・飛鳥駅	10	近鉄/吉野線 飛鳥駅	10:00
⑩	10月 2日	日	清滝川と松尾山【山コース】	嵐山公園→鳥居本→試峠→清滝(金鈴橋)→落合橋→六丁 峠→トロッコ嵐山駅→松尾登山口→松尾山→阪急・上桂駅	17	嵐山公園(中之島) (阪急/嵐山線・嵐山駅)	9:30
⑪	10月 8日	土	岸和田城とかんかん場	東岸和田駅→中央公園→岸和田カンカンベイサイド モール→岸和田城→紀州街道→JR・東岸和田駅	10	JR/阪和線 東岸和田駅	10:00
⑫	11月13日	日	歩くなら(奈良)③ 平群の里	平群駅→紀氏神社→古備内親王墓→長屋王墓→椿井井戸→道 の駅大和路へぐり→西宮古墳→剣上塚古墳→近鉄・竜田川駅	14	近鉄/生駒線 平群駅	9:30
⑬	11月19日	土	嵯峨野を歩こう	嵐山公園→渡月橋→清涼寺→大覚寺→後宇多天皇陵→ 広沢池→車折神社→阪急・嵐山駅	10	嵐山公園(中之島) (阪急/嵐山線・嵐山駅)	10:00
⑭	12月 4日	日	時代劇のある風景 あぶり餅	出町柳駅→糺の森→今宮神社→大徳寺→船岡山公園→ 上品蓮台寺→JR・花園駅	14	京阪/本線 出町柳駅	9:30
⑮	12月10日	土	長居公園から百舌鳥八幡宮へ	長居駅→長居公園→吾彦大橋→イオンモール(摂北花田)→華表神社→ 愛染院→金岡公園→産業振興センター→百舌鳥八幡宮→JR・上野芝駅	10	JR/阪和線 長居駅	10:00

上記イベントへ参加の場合、下記申込票に必要事項を記入して受付に提出すれば参加費の割引が受けられます。
※印(⑨)のイベントについては、大阪府社会保険協会『健康ウォーク』イベントのため、無料となります。
(協会の申込書(16ページ)に必要事項を記入のうえ、ご持参ください)

- 参加申し込み票の個人情報は傷害保険関係で必要なとき以外は使用いたしません。
- 参加費の領収書は発行いたしませんのでご了承ください。

【大阪府社会保険協会】

大阪ウォーキング連合・例会参加申込票

イベント番号 年 月 日

お名前(フリガナ)		年齢	歳	男	女
ご住所	〒 - -				
電話番号(本人)	緊急連絡先(もしものときの連絡先)				
-	-				

必要事項を記入したこの用紙(コピー可)を持参した方が参加する場合、参加費を300円(通常500円)とします。

【大阪府社会保険協会】

大阪ウォーキング連合・例会参加申込票

イベント番号 年 月 日

お名前(フリガナ)		年齢	歳	男	女
ご住所	〒 - -				
電話番号(本人)	緊急連絡先(もしものときの連絡先)				
-	-				

必要事項を記入したこの用紙(コピー可)を持参した方が参加する場合、参加費を300円(通常500円)とします。

【大阪府社会保険協会】

大阪ウォーキング連合・例会参加申込票

イベント番号 年 月 日

お名前(フリガナ)		年齢	歳	男	女
ご住所	〒 - -				
電話番号(本人)	緊急連絡先(もしものときの連絡先)				
-	-				

必要事項を記入したこの用紙(コピー可)を持参した方が参加する場合、参加費を300円(通常500円)とします。